

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

個人病院では設定できない賞与引当金

Q：当院は個人病院ですが、従業員が増え賞与支給額が多額になってきましたので、賞与引当金を設定しようと考えています。個人病院でも賞与引当金は設定できますか。

A：医療法人に法人成りした場合には設定できますが、個人病院の場合は設定できません。

【解説】

従業員に対する賞与は、原則として各人別の支給額が確定しない限り経費には計上できないことになっています。しかし、わが国における賞与は生活給与の一部とみられているため、その支給額は在職期間に対応してすでに発生していると考えられています。

そこで、その賞与の発生した部分を、過去の賞与支給額等を基準に見積って経費に計上することが認められています。ただし、この計上が認められるのは、法人のみで個人の場合には認められません。

病医院が設定できる引当金は、①退職給与引当金、②貸倒引当金、③賞与引当金などですが、これら引当金の設定、適用については、個人病医院と医療法人との別、また青色申告と白色申告の別によって次のように違います。

- (1)個人病医院の場合…青色申告者は上記①と②の引当金を設定できますが、白色申告者はすべて設定できません。
- (2)医療法人の場合…青色申告法人、白色申告法人の別なくすべて設定できます。

